

桑名市上下水道事業における契約事務手続等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年4月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市上下水道事業管理規程第 号

桑名市上下水道事業における契約事務手続等に関する規程の一部を改正する規程

桑名市上下水道事業における契約事務手続等に関する規程（平成22年桑名市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行う市長」と」の次に「、同要綱第6条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2」とあるのは「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13」と」を加える。

第6条中「平成19年桑名市告示第174号」を「令和8年桑名市告示第89号」に、「「桑名市」」を「「桑名市が」」に、「桑名市上下水道部」を「桑名市上下水道部が」に、「及び様式第6号から様式第10号まで」を「、様式第2号、様式第8号及び様式第9号」に改める。

第13条の見出し中「桑名市随意契約ガイドライン」を「桑名市随意契約運用基準」に改め、同条中「桑名市随意契約ガイドライン」を「桑名市随意契約運用基準」に、「第4条第1項第1号ケ」を「第4条第1項第1号キ」に、「「桑名市」」を「「市」」に、「桑名市上下水道部」を「市上下水道部」に改め、「、同項中「地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3の2」とあるのは「地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第53条」と」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。